

長野県強靱化計画の概要

〔多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく〕

第1章 計画の基本的事項

計画策定の趣旨

- 長野県は、地形的・気象的な特性により、数多くの災害が発生、甚大な被害
- 平成26年は、2月の大雪災害、7月の土石流災害、9月の御嶽山噴火災害、11月の神城断層地震と、多くの災害が発生
- それらの大規模自然災害に対して、迎え撃つ社会の在り方が問われている。
- 強靱化とは、災害が発生しても生命を失わず、迅速に元の生活に戻るため、**最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」**を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること
- 過去の災害から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害への「備え」について、最悪の事態を想定するといった視点から、強靱化に向けた施策を効果的に推進するため、長野県強靱化計画を策定

計画期間：平成28年度から平成29年度までの2年間

計画の目的

- 県民の一番の思いは災害により生命・財産を失わないことにある。また、災害時には、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になることを最も心配している（県政モニター調査結果より）。
- 行政のみならず、企業、個人も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備え」、すなわち強靱化を意識することが必要
- 本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、個人が一体となって「オール信州」で強靱化に取り組み、**県民の生命・財産・暮らしを守る**ことを目的とする。

計画の性格

- 大規模自然災害に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における**様々な分野の指針となる計画**

第2章 基本的な考え方

想定するリスク

●平成26年に発生した災害

御嶽山噴火災害

死者58名 行方不明者5名

長野県神城断層地震

重傷者8名 住家全壊81棟 半壊172棟

南木曾町の土石流災害（平成26年台風8号）

死者1名 軽傷者3名 住家全壊10棟

平成26年2月大雪災害

死者4名（除雪等の事故を含む） 重傷者20名

●過去の主な大規模自然災害

<地震>

- 1847年（弘化4年） 善光寺地震 死者約12,000人（全体） 潰家34,000棟
- 1984年（昭和59年） 長野県西部地震 死者29人 住家全壊14棟
- 2011年（平成23年） 長野県北部の地震 死者3人 住家全壊34棟

<火山>

- 1783年（天明3年） 浅間山噴火 死者1,624人（全体） 流出家屋1151戸
- 1947年（昭和22年） 浅間山噴火 死者9人

<風水害>

- 1959年（昭和34年） 台風第7号 死者65人 住家全壊1,391棟
- 1961年（昭和36年） 梅雨前線豪雨 死者107人 住家全壊903棟
- 1985年（昭和60年） 地附山地すべり 死者26人 住家全壊55棟
- 1995年（平成7年） 梅雨前線豪雨 負傷者1人 住家全壊46棟
- 2006年（平成18年） 7月豪雨 死者12人 住家全壊22棟

●長野県第3次地震被害想定

○糸魚川 - 静岡構造線断層帯の地震（全体）

気象庁マグニチュード（M_j）8.5 死者最大7,060人 建物全壊・焼失最大97,940棟

○長野盆地西縁断層帯の地震

気象庁マグニチュード（M_j）7.8 死者最大2,350人 建物全壊・焼失最大40,960棟

○伊那谷断層帯（主部）の地震

気象庁マグニチュード（M_j）8.0 死者最大1,550人 建物全壊・焼失最大17,540棟 等

長野県が広域連携で果たす役割

- 日本海と太平洋の中間に位置する地理的条件から、津波被害がない県という利点を生かし、**県外被災エリアを内陸から支援**
- 県内で発生する災害に対しては、首都圏、中京等、北陸、東海の**各方面から救助や物資等を受援**
- 県・市町村職員で構成する「長野県合同災害支援チーム」（チームながの）を活用するなど、**県と市町村が一体となって県内外の被災地を支援**
- 都道府県域を越えた応急復旧活動の展開拠点施設や、被災地内への救援物資の中継拠点となる施設等が集まった**広域防災拠点を松本空港周辺に位置付け**

総合目標、7つの基本目標

- 総合目標：本計画の「総合目標」を設定

多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく

- 7つの基本目標：国の国土強靱化基本計画と調和を図りつつ、長野県内で発生した災害の教訓を踏まえ、長野県の強靱化を推進するための7つの基本目標を設定
 - 1 人命の保護が最大限図られること
 - 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
 - 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
 - 4 必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること
 - 5 流通・経済活動が停滞しないこと
 - 6 二次的な被害を発生させないこと
 - 7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること
- 第3章で掲載した県民の皆様が取り組むべきことの主なものを記載
自ら命を守る行動（自助）、助け合い（共助）、住家の耐震対策、家具の固定、危険箇所の把握、水・食料等の備蓄、早期の避難、地震保険の加入など

第3章 取り組むべき事項

| 7つの基本目標 | | 32の起きてはならない最悪の事態 | | 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） | 施策 | 数値目標 |
|----------------------------------|-----|----------------------------|---|---|--|------|
| 1 人命の保護が最大限図られること 命を守る | 1-1 | 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ①耐震性を満たしていない住宅が多数存在。人命の保護とともに、災害発生後も日常生活が継続できるように住宅の耐震化の一層の推進が必要 ②電柱倒壊による緊急車両の通行支障対策や、ブロック塀倒壊による人的被害防止が必要 ③住宅密集地における安全な都市環境の整備が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ①市町村と協力して耐震診断、耐震改修にかかる助成等の支援等などの耐震化を着実に推進 ②無電柱化工事の推進や、通学路等を中心にブロック塀の点検、是正指導を推進 ③市街地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、安全な都市環境の整備を促進 | <p>●しあわせ信州創造プラン掲載指標 ○個別計画掲載指標 □左記以外の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅の耐震化率 77.5% (H25) →90.0% (H32) ○無電柱化延長 (過去の整備動向をもとに設定) 45.3km (H26) →51.4km (H30) ●市街地の延焼防止等用途地域内都市計画道路整備 45.3% (H23) →49.5% (H29) ●市街地の延焼防止等市街地整備面積 (過去の整備動向をもとに設定) 2,726ha (H23) →2,800ha (H29) □市街地の延焼防止都市公園整備面積 (過去の整備動向をもとに設定) 13.25㎡/人 (H25) →14㎡/人 (H29) | |
| | 1-2 | 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ①大規模な建築物の早期の耐震診断や耐震改修が必要 ②一定規模以上の県有施設の耐震性能は確保されたが、震災時の吊り天井等の非構造部材の落下や災害応急対策の拠点としての機能喪失の防止が必要 ③公立学校の耐震化はおおむね順調。県立高校及び特別支援学校においては、引き続き「県有施設耐震化整備プログラム」対象外施設の耐震対策や天井材、外壁材の落下防止対策の推進が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ①市町村と協力して大規模建築物の耐震診断などに対する助成や耐震改修に関する情報を提供要緊急安全確認大規模建築物や子供たちが利用する一定規模以上の学校等は重点的に取り組む ②「第二期県有施設耐震化整備プログラム」に基づき、県有施設の非構造部材の落下防止対策や災害拠点施設の割増補強等を推進 ③県立高校及び特別支援学校では、「第二期県有施設耐震化整備プログラム」に基づいた施設の耐震対策や非構造部材の落下防止対策を推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○耐震化率（多数の者が利用する大規模な建築物） 83.5% (H23) →95.0% (H32) ○耐震化率（要緊急安全確認大規模建築物） H32 までに完了 ○耐震化率（子供たちが利用する一定規模以上の学校等） 100% (H32) ○割増の耐震性能を有する災害拠点施設（県庁、合同庁舎、警察署等） 19棟 (H27) →37棟 (H32) ○非構造部材の対策（県立高校及び特別支援学校） 35棟 (H32) | |
| | 1-3 | 河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水 | <ul style="list-style-type: none"> ①局所的な集中豪雨の多発等により毎年のように水害が発生。河川改修、調節池の築造、排水機場の増設などのハード対策に加え、行政・住民・民間企業等との連携により避難行動支援等のソフト対策の推進が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ①国、市町村等と連携し、ハードとソフトが一体となった総合的な治水対策を推進 河川管理施設について定期的に点検、計画的な修繕を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●浸水被害発生のおそれの高い河川での浸水想定家屋 (過去の整備動向をもとに設定) 41,700戸 (H23) →24,000戸以下 (H29) ○洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合 63% (H23) →100% (H28) □関係機関が連携したハード・ソフト一体となった浸水被害対策により解消される浸水想定家屋数 (H25 現在総数 312戸) 0戸 (H25) →312戸 (H30) | |
| | 1-4 | 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生 | <ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害危険箇所における対策必要箇所が多数存在するため、ハード対策の推進と、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策の推進が必要 地すべり防止区域の農地・農業用施設、人家等の地すべり被害の未然防止が必要 ②崩壊地や土石流流下部が森林域であったことなどから、森林整備と施設整備が一体となった「災害に強い森林づくり」の推進が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ①ハード対策の着実な推進と、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を実施 地すべり対策工事の推進や地すべり防止施設の適切な管理を実施 ②森林整備と施設整備が一体となった治山事業の推進や、航空レーザー測量データを活用した山地災害危険箇所の抽出を推進 | <ul style="list-style-type: none"> □土砂災害から保全される人家戸数 (過去の整備動向をもとに設定) 50,515戸 (H24) →53,000戸 (H29) ●要配慮者利用施設の土砂災害対策着手数 (H24 現在総数 55施設) 19施設 (H23) →55施設 (H29) □避難所の土砂災害対策着手数 (H24 現在総数 18施設) 2施設 (H23) →18施設 (H29) □土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所数 (H24 現在総数約 27,000箇所) 20,919箇所 (H24) →約 27,000箇所 (H28) ●地域特性に配慮した防災訓練実施市町村数 18市町村 (H24) →77市町村 (H29) ●周辺森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 (過去の整備動向をもとに設定) 56集落 (H23) →470集落 (H29) ○重要な施設を保全対象とする長寿命化対策がされた治山施設数 41施設 (H25) →57施設 (H29) □重要な施設を効率的に保全するために必要な山地災害危険度情報の整備率 0% (H25) →100% (H29) □土砂災害の危険度の判断を容易にする情報の配信 平成29年度までに全市町村対象に配信 | |

| 7つの基本目標 | | 32の起きてはならない最悪の事態 | 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） | 施策 | 数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標 ○個別計画掲載指標 □左記以外の指標 |
|---------|---------------------------------------|---|---|---|---|
| | 1-5 | 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生 | ①御嶽山噴火災害を踏まえ、観測体制の強化、登山者等の安全確保施設等の充実、火山活動情報の提供、関係者の情報共有などの推進が必要 | ①火山ハザードマップや噴火シナリオ等の策定、火山観測体制の強化、退避壕（シェルター）等の整備促進、火山研究者の育成、火山研究施設の充実、火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進、携帯電話基地局施設の整備促進を実施 | - |
| | 1-6 | 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生 | ①迅速な避難行動を実施するために、適切な避難勧告を発令するとともに、住民や観光客等の滞在者に発令情報を伝達するため、携帯電話会社による緊急速報メールの活用が必要 ②児童生徒が自ら危険を回避する力を育成するため、防災教育の充実が必要 ③手話の普及により、ろう者の安全を確保し、手話で安否確認等ができる住民を増やすことが必要 ④各消防本部、県庁における広域災害発生時の救助、救急の情報通信の強化が必要 ⑤大規模自然災害発生時における国、県、市町村、消防本部、自衛隊等との通信確保のため、防災行政無線の更新等が必要 ⑥要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めるため、地域の要配慮者等を把握し、地図等を活用した避難支援計画の策定が必要 | ①適切に避難勧告等を発令するとともに、住民が適時的確な避難行動をとれるよう周知徹底 市町村は観光地の災害を想定し、防災設備、避難訓練等について外国人旅行者の安全確保を推進 ②小中学校におけるモデル的取組（緊急地震速報器導入、学校防災アドバイザー派遣など）により、児童生徒が自ら危険を回避する力の育成を図る ③「災害時に役立つ手話」講座の開催等を通じて手話で安否確認等ができる住民を増やす ④県庁、各消防本部の通信を強固にするため、各消防本部の消防救急無線のデジタル化の助言等を実施 ⑤災害発生時における関係機関との通信を確保するため、長野県防災行政無線を更新 ⑥住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進するため、災害時住民支え合いマップ作成の支援や活用を促進 | □避難情報の発令基準策定市町村の割合 89% (H26) → 100% (H28) □消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合 29% (H25) → 100% (H28) □長野県防災行政無線のデジタル化 0% (H26) → 100% (H29) □地域の防災活動（避難訓練、講習会等）に参加したことがある世帯の割合 ※今後、県政モニターアンケートで調査 □災害時住民支え合いマップ等の作成地区数 2,411 地区 (H27) → 要配慮者がいるすべての地区 (3,864 地区※毎年調査) (H37) |
| 2 | 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 命を救う | 2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足 | ①落石防護柵などの防災対策施設を整備し、道路災害の未然防止が必要 ②緊急輸送路における要対策橋梁等について、震災対策の進捗が必要 ③大雪に伴う孤立を防止するため、道路の除排雪をはじめ冬期交通の確保対策の推進が必要 ④断水や物流の途絶による物資不足に対し、適切な量と迅速な提供態勢の確保が必要 ⑤孤立集落への救援物資搬送や救急救助を行うため、ヘリコプターの活用が重要 | ①落石や岩石崩落などの道路防災点検の結果に基づき、順次、防災対策工事を実施（緊急輸送路を優先） ②緊急輸送路の機能確保を図るため、橋梁や跨線橋・跨道橋の耐震補強を実施 また、一定高さ以上の沿道建築物について建物所有者と協力し、耐震化を推進 ③平成26年2月大雪災害の経験を踏まえ、除雪支援体制の構築、除雪機械の増強、ホームページ等を活用した広報を実施 ④市町村による水、食料等の確保や迅速な提供、それを補完する役割の県による備蓄の実施 断水に対し、長野県水道協議会の会員は、給水車や職員の派遣による応急復旧活動支援を実施 県企業局は、給水車の派遣や、「川中島の水」ペットボトルを製作し、災害時における飲料水の補給手段として活用 ⑤広域的なヘリコプター支援に備えるとともに、離着陸場所がない孤立集落に対し、救助ホイストや物資吊下げの対応を実施 | ●震災対策緊急輸送路にある橋梁の耐震補強の整備率 83% (H23) → 100% (H29) □震災対策緊急輸送路にある道路斜面等の要対策箇所の対策率 52% (H23) → 100% (H32) |

| 7つの基本目標 | | 3 2の起きてはならない最悪の事態 | 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） | 施策 | 数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標 ○個別計画掲載指標 □左記以外の指標 | |
|---------|--------------------------|----------------------------------|--|---|--|--|
| | 2-2 | 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足 | ①自主防災組織の立ち上げや活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上が必要 ②女性消防団員の参加が増加、応急手当の普及活動などに活躍。減少傾向にある消防団員の効果的な確保対策が必要 ③被災地の救助・救急ニーズが大幅に増加することを踏まえ、消防による迅速な救助活動を実施するため、人員や資機材等の消防力の強化が必要 ④警察における救助・救急活動の能力を高めるため、装備資機材の更なる充実強化が必要 ⑤県内外での災害対応能力の強化を図るため、災害警備訓練の更なる実施が必要 ⑥陸上自衛隊第12旅団は、これまで数多くの災害派遣要請に応じ、救助活動等を展開しており、引き続き県と連携しながら対応 | ①地域づくり、地域活性化のひとつとして自主防災組織の充実・強化を出前講座、自主防災アドバイザーの委嘱等により推進 ②県、県消防協会と連携し、消防団への支援を継続するとともに、団員確保に向けた取り組みを推進 ③適切に緊急消防援助隊の応援を受けるため、応援要請の迅速化等、受援計画の見直しを実施 消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制を維持 ④警察の迅速かつ的確な救出救助活動を行うため、必要な装備資機材の整備を推進 ⑤長野県警察広域緊急援助隊、緊急災害警備隊、各警察署の第二機動隊の対応能力を高めるため、他機関との合同訓練及び警察独自訓練を実施 ⑥陸上自衛隊第13普通科連隊は、引き続き地方自治体や民間事業者との連携を強化するため、訓練等へ積極的に参加 | ●しあわせ信州創造プラン掲載指標 ○個別計画掲載指標 □左記以外の指標 <input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊の増強 <small>（消防庁からの通知による隊数の指定）</small> 113 隊 (H26) → 135 隊 (H30) ● 自主防災組織率の向上による地域防災力の強化 92.0% (H26) → 93.0% (H29) <input type="checkbox"/> 災害警備対応能力の強化 各種訓練の実施 105 回 (H27) → 105 回以上 (H28) <input type="checkbox"/> 長野県内の消防団協力事業所数 <small>（過去からの増加率をもとに設定）</small> 1,062 (H26) → 1,500 (H29) <input type="checkbox"/> 人口千人当たり消防団員数 <small>（団員数を維持）</small> 16.77 人 (H26) → 17.20 人 (H31) | |
| | 2-3 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 | ①災害拠点病院など、優先度が高い施設等への石油類燃料の安定供給を確保し、災害対応能力の強化が重要 | ①県内の中核給油所（41 箇所）及び小口燃料配送拠点（21 箇所）への石油類燃料備蓄を推進 | <input type="checkbox"/> 石油等の備蓄 62 施設約 500kℓ (H27～H30) → 現状維持 | |
| | 2-4 | 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺 | ①地域災害医療マニュアルがすべての二次医療圏で策定 医療機関、行政、消防などの多機関共同で実動訓練を実施する地域が増加傾向 ②DMATの整備が進む一方、災害急性期を脱した後に支援する医療救護班の整備には、より一層の取組が必要 ③病院内に雇用し配置する「独自雇用」、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣」、電話等で対応する「遠隔医療通訳」など、地域の実情にあった体制整備と医療通訳者の育成が必要 | ①関係機関により実施される災害実動訓練や、災害拠点病院等による業務継続計画等の策定を促進 ②災害急性期を脱した後も被災地住民が継続して医療を受けられるよう、医療救護班等の派遣に関する医療機関の取組を促進 ③長野県国際化協会と連携し、必要な医療通訳人材の育成や医療通訳体制を整備するため、広域で検討する機会を設置 | <input type="checkbox"/> 地域災害医療活動マニュアルを策定した二次医療圏数 10 医療圏 (H26) → 10 医療圏 (H29) <input type="checkbox"/> 行政、災害拠点病院、医師会等の関係機関によるコーディネート機能の確認を行う災害実働訓練の実施二次医療圏数 3 医療圏 (H25) → 10 医療圏 (H29) <input type="checkbox"/> 業務継続計画及び災害対応マニュアルを共に策定し、定期的に見直しを実施している災害拠点病院数 6 病院 (H25) → 10 病院 (H29) <input type="checkbox"/> DMAT 指定病院における日本 DMAT 研修を受講したチームの保有数 38 チーム (H26) → 40 チーム (H29) | |
| | 2-5 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | ①被災地域における疫病・感染症等の大規模発生を防止するため、マニュアルの作成などによる体制整備が必要 | ①感染源対策、感染経路対策、健康管理対策を内容とする「災害時における感染予防対策マニュアル」を作成し、感染症の大規模発生を防止 | - | |
| 3 | 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること | 3-1 | 信号機の停止等による交通事故の多発 | ①信号機への電源供給が遮断された場合の対応が施された信号機の整備が一部にとどまっているため、着実な整備の推進が必要 | ①信号機能停止の防止のため、信号機電源付加装置、発動発電機直結型接続ケーブルの整備を推進 | (信号機総数約 3,500 基) <input type="checkbox"/> 停電による信号機の機能停止を防止するための各種対策 【信号機電源付加装置の整備】 64 基 (H26) → 104 基 (H32) <input type="checkbox"/> 停電による信号機の機能停止を防止するための各種対策 【直結型発電ケーブルの整備】 整備率 57.9% (H26 末) → 整備率 100% (H32) |

行政・通信機能を確保する

| 7つの基本目標 | | 32の起きてはならない最悪の事態 | 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） | 施策 | 数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標 ○個別計画掲載指標 □左記以外の指標 |
|---------|-----|------------------------------------|--|--|--|
| | 3-2 | 県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下 | <ul style="list-style-type: none"> ①人員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生することから、引き続き災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等の研究が必要 ②甚大な被害を受けた市町村に対する技術支援が必要 ③「県と市町村との協議の場」において検討、強化された県内市町村間による人的支援、物資調達等の広域応援体制を、有効に機能させるための取り組みが必要 ④災害応急対策の指揮・情報伝達活動を行う庁舎等について、耐震性の確保や設備の充実が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ①大規模自然災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画（BCP）の更新・見直しを継続するとともに、庁舎機能不能時の対応等を研究 ②市町村へ情報連絡員を派遣し、迅速かつ円滑な災害対応の実施 ③県内市町村同士の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう、代表市町村会議の開催や定期的な訓練等の支援を実施 ④災害応急対策の拠点となる施設の耐震性の確保や非常用電源などの設備の整備を計画的に実施 | <ul style="list-style-type: none"> □市町村への技術支援体制構築 技術支援体制計画策定（H27） □避難所の土砂災害対策着手数（<small>H24 現在総数 18 施設</small>） 2 施設（H23）→18 施設（H29）（再掲） |
| | 3-3 | 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止 | <ul style="list-style-type: none"> ①NTT東日本は、災害時の通信ネットワークが途絶しないよう、引き続き万全な体制を維持 ②NTTドコモは、信頼性の向上、重要通信の確保、通信サービスの早期復旧を3原則とし、非常時にこそライフラインとしての使命を果たせるように取り組む ③KDDIは、長時間停電による予備電源の枯渇と、基地局のアクセス回線の遮断に対する備えを実施 ④ソフトバンクは、「情報＝ライフライン」を自覚し、強固なネットワーク構築と、緊急時の体制整備、防災に関する情報の提供に取り組む ⑤長野県防災行政無線の安定した通信の実施が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ①NTT東日本は、災害対策機器を用いた早期通信回復を実施するとともに、引き続き地方自治体や自衛隊と協力して通信確保訓練を実施 ②通信設備の二重化、重要施設の分散化を進めるとともに、移動電源車や移動基地局車等の災害対策機材を配備し、通信を確保。また、帰宅困難者に対してNTTドコモ長野ビルを解放 ③KDDIは、被災地域の通信確保のため、車載型・可搬型基地局の設営や、避難所等屋内通信を確保するため、フェムト基地局の設置等を引き続き推進 ④ソフトバンクは、通信拠点の耐震及び停電対策を引き続き実施し、移動基地局の配備などの災害時応急復旧対策等を推進 ⑤長野県防災行政無線の通信ネットワークを適切に維持管理 | - |
| | 3-4 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | <ul style="list-style-type: none"> ①NHK長野放送局は、テレビ、ラジオでの速報と特設ニュースを通じて被害、避難、ライフラインに関する情報を途絶することなく放送 ②県民の災害情報入手手段はテレビ、ラジオが多い状況であり、それらに適切かつ迅速な情報提供が必要 ③インターネット、電子メールやSNSなどの媒体を通じて効率的、効果的な情報提供の実施が必要 ④長野県大規模災害ラジオ放送協議会は、防災に関するラジオ放送を制作・放送するとともに、「防災ハンドブック」を発行 | <ul style="list-style-type: none"> ①NHK長野放送局は、災害の情報をできるだけきめ細かく伝えるとともに、災害情報ホームページへの最新の報道原稿の掲載や、「L字」と呼ばれるテレビの字幕放送でも情報を発信 ②③インターネットや電子メール等を活用した情報発信機能を強化するため、長野県防災情報システムの構築を実施 ④長野県大規模災害ラジオ放送協議会は、ラジオ番組を通じて地震に対する備えを中心に「事前の備え」の大切さを伝え続けるとともに、防災ハンドブックの発行による啓発を継続 | <ul style="list-style-type: none"> □Lアラートを運用開始した市町村 22 市町村（H27）→77 市町村（H28） |

| 7つの基本目標 | | 32の起きてはならない最悪の事態 | 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） | 施策 | 数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標 ○個別計画掲載指標 □左記以外の指標 |
|--|-----|--|--|---|---|
| 4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること 命をつなぐ | 4-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止 | <p>①中部電力は、電力の長期供給停止を発生させないため、これからも必要に応じて発電所、送電線網や電力システムの災害対応力の強化が必要</p> <p>②長野県LPガス協会は、協定に基づき県や市町村から要請があった場合は緊急点検、容器回収、被害状況調査、設備工事及び供給等を実施</p> <p>③長野県ガス協会は、都市ガスの防災対策として設備対策・緊急時対策・復旧対策を柱としてさらなる供給信頼性の向上に取り組む</p> <p>④長野県石油商業組合は、協定に基づき県が指定する緊急車両等や医療機関、避難所等の施設に石油類の優先提供を実施。必要な給油所地下タンク製品の備蓄を推進</p> <p>⑤省エネルギー化の促進と、自然エネルギーの普及拡大によりエネルギー自給率を高めることが必要</p> <p>⑥電力供給復旧までに時間を要する大規模地震に備えるため、県企業局の水力発電施設の耐震化や上水槽等の施設及び県企業局管理ダムの耐震性能照査を計画的かつ着実に推進することが必要</p> | <p>①中部電力は、防災訓練や復旧作業訓練などを繰り返し実施し、県、警察、消防、自衛隊等が実施する連絡会議や訓練に積極的に参加。発電・送電・変電・配電設備の適切な維持管理・更新を実施</p> <p>②長野県LPガス協会は、中核充填所としてのLPガス販売事業者等と災害に強い安定したLPガスの供給を目指す</p> <p>③長野県ガス協会は、都市ガスネットワークに耐震性に優れた溶接鋼管、ポリエチレン管を採用。防災訓練の定期的な実施や、被害が甚大と予測される場合は供給停止、全国的な応援体制により迅速に再開</p> <p>④長野県石油商業組合は、県と連携して災害対応型中核給油所に対して一定の在庫を備蓄するための管理費等について支援を実施</p> <p>⑤国の再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し防災施設への自然エネルギー設備導入を支援</p> <p>⑥県企業局の発電所建屋の耐震化や上水槽等の施設及び県企業局管理ダムの耐震性能照査を計画的に推進</p> | <p>●発電設備容量で見るエネルギー自給率 78.9% (H26) → 124.3% (H32)</p> <p>○県営水力発電所建屋等の耐震化率 57.1% (H26) → 100.0% (H29)</p> <p>○県企業局管理ダム（3か所）におけるレベル2地震動に対応した耐震性能照査の実施か所数 1か所 (H26) → 3か所 (H28)</p> |
| | 4-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 | <p>①上水道の基幹管路、浄水場、配水池等に対する一層の耐震化が必要</p> <p>②県企業局の末端給水事業・用水供給事業について、基幹施設、管路のほか、病院・避難所等の重要施設への配水管の耐震化の計画的かつ着実な推進や災害時における市町村と企業局の役割分担の明確化や連携協力が必要 また、火山噴火による火山灰の河川への混入による酸性値上昇を想定した水質検査及び薬品調達体制整備が必要</p> | <p>①水道事業者に対し、重要度に応じて優先順位をつけた耐震化計画の策定を促進</p> <p>②県企業局の水道事業（末端給水・用水供給）に係る浄水場等の基幹施設及び送水管等の基幹管路について、優先的に耐震化を推進。末端給水事業においては、病院や避難所となる学校等の「重要給水施設」に至る管路の耐震化も併せて推進。周辺地域が断水になった場合にも、給水が可能な拠点「安心の蛇口」を順次整備するほか、市町村と企業局の災害協定の締結や合同の防災訓練を実施 火山灰混入による酸性値上昇に備え、質の高い水質検査を継続するほか、薬品業者と苛性ソーダの優先調達協定を締結 県水道協議会の要請により、被災した水道事業体の復旧支援を行うほか、企業局の培った技術力を活用し、技術職員等の不足に悩む過疎自治体の水道施設整備を支援</p> | <p>○上水道の基幹管路の耐震適合率 31.1% (H25) → (策定中)</p> <p>○県営水道（末端給水）における基幹施設（浄水施設）の耐震化率 50.0% (H26) → 100.0% (H31)</p> <p>○県営水道（末端給水）における基幹管路の耐震適合率 84.6% (H26) → 100.0% (H37)</p> <p>○県営水道（末端給水）における重要給水施設に至る管路の耐震適合率 71.2% (H26) → 100.0% (H37)</p> <p>○県営水道（末端給水）における「安心の蛇口」整備数（全36か所） 0か所 (H26) → 11か所 (H37)</p> <p>○県営水道（用水供給）における基幹施設（浄水施設）の耐震化率 0.0% (H26) → 100.0% (H36)</p> <p>○県営水道（用水供給）における管路の耐震適合率 76.9% (H26) → 100.0% (H36)</p> |
| | 4-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | <p>①関係機関と連携した下水道施設の耐震化や下水道BCPの策定の推進が必要</p> | <p>①市町村の下水処理施設等の耐震化や下水道BCPの策定を支援。防災訓練等により防災体制を強化</p> | <p>○重要な下水管きよの地震対策実施率 48% (H25) (県流域 99%、市町村公共 44%) → 100% (H32)</p> <p>○下水処理場の地震対策実施率 45% (H25) (県流域 53%、市町村公共 44%) → 58% (H32)</p> <p>○下水道BCP策定率 89% (H26) (県流域 100%、市町村公共 89%) → 100% (H32)</p> <p>○農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 10% (H24) → 37% (H32)</p> |

| 7つの基本目標 | | 32の起きてはならない最悪の事態 | 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） | 施策 | 数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標 ○個別計画掲載指標 □左記以外の指標 |
|---------|------------------------------|--------------------------------------|--|--|--|
| | | 4-4 地域交通ネットワークが分断する事態 | ①孤立集落の発生に加え、負傷者の搬送や支援助物資の輸送の遅延など、甚大な影響を及ぼすため、関係部局が連携して幅広い観点からの検討が必要 ②緊急輸送路を保管する基幹的な農道の整備や、県営林道の開設の推進が必要 | ①国道・県道において、地域の暮らしを支え、災害に強い道路網の整備を推進 ②基幹的な農道整備を計画的に進めるとともに、基幹的な林道の早期開通のため県営林道開設事業を実施し、緊急輸送路を補完 農道における道路構造物の耐震化等の保全対策を実施 | □県内高規格幹線道路の供用延長(国の事業計画にもとづき設定) 331km(H23)→349km(H29) ●震災対策緊急輸送路にある橋梁の耐震補強の整備率 83%(H23)→100%(H29) 再掲 □震災対策緊急輸送路にある道路斜面等の要対策箇所の対策率 52%(H23)→100%(H32) 再掲 ●国・県道の改良率 65.6%(H22)→67.5%(H29) ○緊急輸送路を補完する基幹的な農道の整備延長 97.0%[460km](H24)→98.7%[468km](H29) ○国道・県道等を補完する県営林道の開設延長 期間内目標 1.9km |
| 5 | 流通・経済活動が停滞しないこと 経済活動を維持する | 5-1 サプライチェーンの寸断や、経済活動等の停滞による企業の生産力低下 | ①企業の被害を最小限に抑え、早期の復旧を可能とするため、企業における事業継続計画（BCP）の策定支援が必要 ②BCPを策定した企業は、図上訓練等を通じてBCPの問題点を把握するなど、PDCAサイクルにより継続的にBCPの改善が必要 | ①BCP策定の手引きを作成するとともに、商工団体、民間保険会社とBCP策定支援に関する協定を締結するなど、企業BCPの策定を積極的に支援 ②BCPの運用・見直しを行い事業継続を達成する事業継続マネジメント（BCM）の定着に向け、図上訓練等を実施するセミナーを開催 | ○長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数 H25～H29の5年間で150事業所 |
| | | 5-2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止 | ①NEXCO東日本は、高速道路ネットワークの機能を維持し、資産の安全性を確保するため、高速道路インフラの的確な維持管理・更新に取り組む ②NEXCO中日本は、高速道路資産の経年劣化や潜在的なリスクに対し、安全・安心を確保するため、持続可能なメンテナンスサイクルを構築 ③JR東日本は、耐震補強、新幹線早期地震検知システムや防災情報システムの導入、落石等災害防止対策の実施のほか、列車からの避難誘導訓練、代替輸送ルートの検討等に取り組む ④JR東海は、耐震補強、列車を停止させるシステムの導入、落石覆い工、土石流を検知するセンサーの整備、復旧訓練の定期的な開催等に取り組む ⑤しなの鉄道は、北しなの線を加え、より高いレベルの安全運行体制を確立・維持するため、訓練や、設備・車両の安全性の向上に取り組む ⑥基幹道路ネットワークについて、適切な代替性の確保が必要 ⑦点検等により現状を的確に把握し、優先度付けを行い、効率的な道路の維持管理が必要 ⑧除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保が必要 | ①NEXCO東日本は、休憩施設の防災機能強化、大規模修繕の着実な実施、ICTと技術者が融合した総合的なメンテナンス体制のSMH（スマートメンテナンスハイウェイ）構想を推進 ②NEXCO中日本は、高速道路の長期健全化の確保に向けて、人材・体制の継続的な確保、コスト縮減に資する新技術の導入を目指し、維持管理費の抑制と構造物の長寿命化の確立を図る ③JR東日本は、「究極の安全に向けて」を第一に掲げ、耐震補強、救助救命、自然災害・異常気象への対応、安全を守る仕組み・体制の充実を推進 ④JR東海は、災害による事故防止を柱の一つとして位置づけ、正常運行が阻害される事象に対し、訓練や施策を実施 ⑤しなの鉄道は、北しなの線を含め、更なる安全管理体制の強化、施設・設備等の維持更新、安全性の向上、事故発生時の迅速な対応等を実施 ⑥新幹線駅や高規格幹線道路等と県内の主要都市とのアクセス機能を向上させる道路の整備を推進 ⑦トンネルや橋梁、シェットの近接目視による点検を実施。技術職員が少ない市町村に対して点検が滞らないよう支援 ⑧関係機関と連携を図りながら、事前の除雪優先路線の設定など冬期間の円滑な道路交通を確保 | □県内高規格幹線道路の供用延長(国の事業計画にもとづき設定) 331km(H23)→349km(H29) 再掲 □震災対策緊急輸送路にある道路斜面等の要対策箇所の対策率 52%(H23)→100%(H32) 再掲 ○5年以内に修繕が必要な施設 橋梁264橋、トンネル43本、法面56箇所、シェット3箇所、舗装MCI 5.0以上を維持 |

| 7つの基本目標 | | 32の起きている最悪の事態 | 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） | 施策 | 数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標 ○個別計画掲載指標 □左記以外の指標 |
|---------|------------------------------------|--|--|--|---|
| | | 5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞 | ①食料調達困難時に、避難所等に水、食料等の物資の供給が必要 ②農業用施設等の被災による農作物の生産能力の低下を防ぐため、老朽化、耐震化対策を実施し、農業用水の安定確保が必要 ③基幹的農業水利施設の長寿命化対策について、計画的な推進が必要 | ①協定締結団体・事業者との情報交換や緊急連絡先の定期的な確認を実施し、連携体制を強化 ②基幹的水利施設の耐震診断を推進するとともに、市町村、土地改良区が行う耐震強化の取組に支援 ③基幹的水利施設の長寿命化のため、機能保全計画を策定し、緊急性の高い路線の対策工事を順次実施 | ○耐用年数を迎える基幹的農業水利施設（315km）の更新延長 26.7% [84km] (H26)→35.2% [111km] (H29) ○基幹的農業水利施設（1,193km）の「機能保全計画」の策定延長 52.0% [620km] (H26)→55.2% [658km] (H29) ○水田整備率（区画20a以上）52.2% (H22)→54.9% (H29) |
| 6 | 二次的な被害を発生させないこと 二次的な被害を防止する | 6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生 | ①土砂災害の危険箇所を点検し、土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害発生の危険性の確認が必要 ②危険箇所の点検を的確に実施するため、国土交通省、砂防ボランティア協会等との連携体制構築が必要 | ①土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害発生を防止するため、迅速に応急対策工事を実施 ②国土交通省 TEC-FORCE による調査、砂防ボランティア協会等による協力体制を強化し、速やかに危険箇所の点検を実施 | - |
| | | 6-2 農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限 | ①ため池等の損壊の事態に対し、迅速な避難や応急対策の実施のため、ハザードマップの作成などの推進が必要 ②老朽化した農業用ため池の計画的な改修が必要 ③農業用ため池の耐震化対策が必要 ④県有ダム施設の損壊による二次災害発生を防ぐため、想定される最大級の地震が発生した場合におけるダム施設の損傷の有無について確認（耐震性能照査）が必要 | ①ため池等の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じるためのハザードマップの作成を推進 ②老朽化による堤体の変形や漏水、洪水吐の能力不足等、安全性が危惧されるため池の計画的な改修を実施 ③市町村・ため池管理者と連携してため池の耐震点検を実施し、集中的に耐震対策を推進 ④県企業局管理のダムにおける耐震性能照査を平成29年度までに実施 | □耐震性点検により耐震対策が必要となった農業用ため池（35箇所）の管理体制の整備強化箇所数 0箇所 (H24)→35箇所 (H29) □耐震性点検により耐震対策が必要となった農業用ため池（35箇所）の耐震化着手箇所数 0箇所 (H24)→35箇所 (H29) ○農業用ため池（県内1,939箇所）における老朽化等に対応した改修箇所数 76箇所 (H14～24整備箇所)→124箇所 (H29) □建設部管理ダムの長寿命化計画策定数 4ダム (H26)→16ダム (H29) ○県企業局管理ダム（3か所）におけるレベル2地震動に対応した耐震性能照査の実施か所数 1か所 (H26)→3か所 (H28)再掲 |
| | | 6-3 有害物質の大規模拡散・流出 | ①危険物施設・設備の安全性の確保、防災応急対策用資機材の備蓄、自衛消防組織の充実強化、保安教育・訓練の実施等、保安体制の強化が必要 | ①危険物規制の趣旨、危険物施設の保安全管理等について、危険物取扱者への講習により資質向上を図る | - |
| | | 6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | ①農業、農村の多面的機能の維持、発揮のため、農地・農業水利施設等の保全活動の推進が必要 ②山地災害による被害の軽減のため、間伐を推進し、森林の土砂災害防止機能を向上するなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」が必要 | ①農業者等が共同して取り組む地域活動や、地域資源の保安全管理を行う活動を支援 ②間伐を中心とした森林づくりを計画的に推進するとともに、木材の積極的な利用を促進し、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進 | ○地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積 22,484ha (H22)→50,000ha (H29) ●民有林の間伐面積 184,000ha (H32) <small>（間伐必要面積と過去の整備動向から設定）</small> ○民有林の間伐材搬出量 238,000 m ³ /年 (H32) ●周辺森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数（過去の整備動向をもとに設定） 56集落 (H23)→470集落 (H29)再掲 ○重要な施設を保全対象とする長寿命化対策がされた治山施設数 41施設 (H25)→57施設 (H29)再掲 □重要な施設を効率的に保全するために必要な山地災害危険度情報の整備率 0% (H25)→100% (H29)再掲 |
| | | 6-5 風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落 | ①被災地がメディア等に繰り返し取り上げられることにより被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生。国内外に正しい情報の発信が必要 | ①国・市町村・関係団体等と連携し、ホームページ等を通じて正確に情報を発信。風評被害軽減のためのプロモーション支援等の適切な対応を実施 | - |
| | | 6-6 避難所等における環境の悪化 | ①災害時の避難所運営がスムーズに進むよう、運営についての取り決めを、事前に定めることが必要。特に要配慮者や女性に対する配慮が必要 ②避難者の健康状態悪化の防止が必要 | ①避難所における、特に要配慮者や女性に必要な物品等の備蓄を推進。外国人観光客等に対応する通訳ボランティアとの連携を推進。マニュアル策定推進 ②市町村等と連携し、必要な保健師等の派遣を実施 | ○災害対策用備蓄の確保（避難ルーム等） 400張→現状を維持 |

| 7つの基本目標 | | 32の起きてはならない最悪の事態 | 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価） | 施策 | 数値目標 ●しあわせ信州創造プラン掲載指標 ○個別計画掲載指標 □左記以外の指標 |
|--|-----|-------------------------------------|---|---|--|
| 7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることに 復旧・復興する | 7-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ①市町村における災害廃棄物処理計画策定の促進が必要 | ①市町村における災害廃棄物処理計画策定について、技術的助言を実施 | ○災害廃棄物処理計画の策定率（市町村） 6% (H26) → 80% (H35) |
| | 7-2 | 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ①道路にがれき等が散乱し、支援車両等が通行できない事態に対し、速やかな道路啓開等が必要 | ①障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路等を考慮し、交通障害物を除去。大雪災害時には道路区間の指定を行い、車両の移動を指示 | - |
| | 7-3 | 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態 | ①住宅の再建等を迅速に実施するため、明治初期に作成された公図の地籍調査の推進が必要 ②多数の住家の倒壊に伴う住宅再建に使用する木材の不足に対し、県産材等の安定供給の実施が必要 ③被災者生活再建支援金の支給により生活の安定と速やかな復興の支援が必要 ④災害時に被災者の生活の安定に資するため、地震保険の一層の加入促進が必要 | ①大規模災害への備えとして地籍調査を推進 ②住宅再建に使用する木材が不足した場合、木材関係団体等と連携して県産材等の調達を実施 ③支援金申請に必要な住家被害認定等が速やかに実施されるよう市町村に対して研修を実施 ④日本損害保険協会は、地震保険の理解・普及の促進や迅速・適正な保険金支払いの態勢整備をはじめ、防災教育の実施等の防災・減災に資する取り組みを実施 | ○地籍調査の実施率（県内対象面積：9,596k㎡） 37.9% [3,633k㎡] (H26) → 39.8% [3,823k㎡] (H31) |
| | 7-4 | 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ①自主防災組織の立ち上げやその活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上が必要 | ①出前講座等を通じて自主防災組織を充実、強化。大規模自然災害の発生時に復興のための施策に関する方針を定め、計画的な復興を推進 | ●自主防災組織率の向上による地域防災力の強化 92.0% (H26) → 93.0% (H29) 再掲 |